

正 誤

埼玉県監査委員・埼玉県代表監査委員訓令第一号（令和二年三月二十四日）中訂正

ページ 行

一 前から二十三

誤

50を削除する。二事務局の職員の服務等に関する事務の事務局長専決事項の欄13中「配偶者同行休業条例において準用する場合を含む。」を「配偶者同行休業条例第六條第二項において準用する場合を含む。」に改める。

正

50を削除する。